

結城市重度障害者等日常生活用具費支給事業実施要項

(目的)

第1条 この告示は、重度障害児、重度障害者及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者（以下「重度障害者等」という。）に対し、日常生活用具（以下「用具」という。）の費用の全部又は一部を支給又は貸与（以下「支給等」という。）することにより、その日常生活を安全かつ容易なものとし、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(地域生活支援事業)

第2条 市長は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第77条に規定する地域生活支援事業として、この要項により事業を行うものとする。

(用具の種目及び支給等の対象者)

第3条 支給等の対象となる用具及びその対象者は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 支給等の対象となる用具の種目は、別表の品目欄に掲げる用具とし、その対象者は、同表の対象要件欄に掲げる重度障害者等とする。

(2) 用具の貸与の対象となる者は、前号に定める者で第6条による申請書を提出した日（以下、「申請日」という。）の年度（申請日の属する月が4月から6月である場合にあつては、前年度）において、その属する世帯が所得税非課税世帯である者とする。貸与は無償とし、その期間は施設等への入所、その他の事情により当該用具を必要としなくなるまでとする。

(3) 住宅改修工事費の支給の対象となる者は、別表に規定する居宅生活動作補助用具を設置する者とする。自己の所有でない家屋に居住する者は、当該家屋の所有者又は管理者から用具の設置につき承諾を得られること。なお、この要項により設置した用具の撤去の費用は支給しない。

2 介護保険法（平成9年法律第123号）により、用具の貸与又は購入費の支給を受けられる者は、対象から除く。

3 重度障害者等又は同一の世帯に属する配偶者（当該重度障害者等が18歳未満の場合は、保護者及び同一の世帯に属する者）のうちに、申請日の属する年度（申請日の属する月が4月から6月までである場合にあつては、申請日の属する年度の前年度）において市町村民税所得割の額が46万円以上の者がいるときは、支給等の対象としない。

4 入院又は社会福祉施設等に入所している者については、当該病院又は施設等で備えている用具はこの要項の対象外とする。

(支給等の基準)

第4条 支給等は、別表の品目ごとに1回に限定する。ただし、次の各号のいずれかに該当するときはこの限りでない。

(1) 別表の品目欄に掲げる人工鼻接続補助用具、ストマ用装具及び紙おむつ等に対する支給

- (2) 故障等の原因により、支給した用具を使用することが困難となった場合において当該用具を修理することができないとき。
- (3) 支給した用具が別表に規定する耐用年数を経過した場合において、新しい用具の支給が合理的又は効果的なものであると市長が認めるとき。
- (4) その他市長が特に必要と認めるとき。

(支給等の額)

第5条 用具の交付又は貸与に係る費用（以下「日常生活用具費」という。）に対する支給額（以下「支給額」という。）は、別表に定める基準単価（以下「基準単価」という。）以内においては、次の各号のとおりとし、基準単価を超える額は、支給の対象としない。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による扶助を受けている者 基準単価の全額
- (2) 前号以外の者 基準単価の100分の90に相当する額。ただし、別表の品目欄に掲げる人工鼻接続補助用具、ストマ用装具及び紙おむつ等の支給の決定を受けた者のうち、重度障害者等及び同一の世帯に属する配偶者（当該重度障害者等が18歳未満の場合は、その保護者及び同一の世帯に属する者）が申請日の年度（申請日の属する月が4月から6月までである場合にあっては、申請日の属する年度の前年度）において市町村民税非課税である場合は、基準単価の100分の95に相当する額
- (3) その他市長が特に必要と認めた者 基準単価の全額

2 別表に掲げる居宅生活動作補助用具の支給対象となる者で、介護保険制度における居宅介護住宅改修（介護予防住宅改修）の給付対象となる場合の基準額は、介護保険制度の給付分とあわせて55万円とする。

3 日常生活用具費が、基準単価を下回る場合は、その額を基準単価とする。

(申請)

第6条 用具の支給等を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、結城市重度障害者等日常生活用具費支給等申請書（様式第1号）により、市長に申請しなければならない。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条に規定する特殊の疾病に該当する難病患者は、日常生活用具支給等に係る医師意見書（様式第2号）を市長に提出するものとする。

3 別表の品目欄に掲げる居宅生活動作補助用具の支給等を申請する者で、住宅改修を伴う場合は、第1項の規定による申請書に工事図面及び改修工事見積書を添付し、自己の所有でない家屋に居住する者は、家屋所有者から承諾を得たことを確認できる書類を添付しなければならない。

4 別表の品目欄に掲げる人工鼻接続補助用具、ストマ用装具及び紙おむつ等の支給等を申請する場合は、申請者の手続の利便を考慮し、1箇月分を1単位として、6箇月分までを一括して申請することができる。

(決定)

第7条 市長は、前条の申請を受理したときは、速やかに内容を審査し、調査書（様

式第3号)により調査を行い、その要否及び支給額を決定するものとする。

2 市長は、支給を決定したときは、結城市重度障害者等日常生活用具費支給等決定通知書(様式第4号)により通知し、結城市重度障害者等日常生活用具費支給券(様式第5号)(以下「支給券」という。)を申請者に交付するとともに支給券に記載されている事業者にその旨通知することとする。

3 前条第4項の規定による申請については、一括して決定し、1枚の支給券に記載して交付することができる。

4 市長は、支給等を却下したときは、結城市重度障害者等日常生活用具費支給等却下通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(用具の交付)

第8条 用具の支給等の決定を受けた者(以下「受給者」という。)は、別に定める結城市重度障害者等日常生活用具事業者の登録に関する要項(平成18年結城市告示第165号に基づき登録を受けた事業者(以下「登録事業者」という。)から、用具の交付又は貸与を受けるものとする。

(費用の支払)

第9条 受給者は、用具を受領する際には、支給券を事業者に提出し、当該用具の価格から支給額を差し引いた額を登録事業者に支払うものとする。

(請求)

第10条 登録事業者は、用具の交付又は貸与をしたときは、受給者に代わり、支給額を市長に請求することができる。

2 登録事業者は、前項の規定により支給額を請求するときは、請求書に支給券を添えて、用具を引き渡した月の翌月10日までに、請求しなければならない。

3 市長は、登録事業者からの請求を受けた日の属する月の翌月の末日までに、その額を支払うものとする。

4 前項の規定による支払があったときは、受給者に対し日常生活用具費の支給があったものとみなす。

(用具の管理)

第11条 支給等の対象となった用具は、その目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保に供してはならない。

2 市長は、前項の規定に反したときは、当該支給額若しくは用具の全部又はその一部を返還させることができる。

(台帳の整備)

第12条 市長は、用具の支給等の状況を明確にするため、結城市重度障害者等日常生活用具支給等台帳(様式第7号)を備えるものとする。

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月17日から施行する。

(結城市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要項の廃止)

- 2 結城市重度身体障害者日常生活用具給付等事業実施要項（平成 8 年結城市告示第 8 2 号）は、廃止する。

付 則

この告示は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この告示は、平成 2 8 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示による改正後別表の品目欄に掲げるストマ用装具の基準単価については、令和 8 年 1 0 月 1 日以後の支給の決定から適用し、同日前の支給の決定に係るストマ用装具の基準単価については、なお従前の例による。